

## 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程募集要項

福島県立湖南高等学校

郵便番号：963-1633

住 所：郡山市湖南町福良字車ノ上8453-1

電 話：024-983-2126

### 1 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

### 2 募集定員

別に公告した募集定員から、前期選抜及び後期選抜合格者を除いた数

### 3 出願資格

新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者

### 4 出願期間

令和3年3月24日（水）

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

### 5 出願手続き及び提出書類

次の（1）～（5）の書類を高校教育課ホームページからダウンロードして使用し、3月24日（水）までに中学校長を通して、本校校長へ提出する。本校校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」を交付する。

#### （1）入学願書

前期選抜、連携型選抜又は後期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜、連携型選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

#### （2）インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入する。

#### （3）調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、提出を免除する。

#### （4）新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票

志願者が、中学校名、志願者氏名及び志願学科を記入する。

#### （5）入学検定料納付済証明書用紙

新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程において入学検定料を納付する者のみが提出する。

### 6 自己申告書の提出

令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願 9 自己申告書の提出」（4ページ参照）に定めるところによる。ただし、提出期間は、令和3年3月24日（水）午前9時から午後4時までとする。

（次頁へ続く）

## 7 選抜方法・選抜資料

調査書、面接及び小論文を資料として総合的に判定し、合格者を決定する。

### ① 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は点数化しないが、内容を精査する。

### ② 面接

個人面接を実施する。志願者の適性と目的意識を確認するとともに、自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。面接については、段階評価する。

### ③ 小論文（又は作文）

小論文を実施する。あるテーマについて、自らの考えをまとめる思考力、判断力、表現力を問う。小論文については、点数化し、100点満点とする。

## 8 面接及び小論文の日時及び会場等

(1) 日時 令和3年3月25日（木）午前9時～午後2時（午前8時30分までに受付を済ませること）

(2) 日程 開 場 7:40～  
受 付 8:10～8:30  
諸注意 8:30～8:40  
小論文 9:00～9:50（50分）  
面 接 10:10～14:00

※ 面接の終了時間は志願者数により変更する場合がある。志願者数確定後、終了予定時間を、本校校長が事前に在学（出身）中学校長を通して、又は直接、本人に連絡する。また、昼食の準備が必要な場合には、その旨を併せて連絡する。

(3) 会場 福島県立湖南高等学校

## 9 持参物

(1) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票

(2) 上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

(3) その他

計算機能や言語表現機能を有するもの及びスマートフォン等の通信機器は持ち込まないこと。

## 10 合格者発表

令和3年3月26日（金）午後3時以降に、本校において発表する。

## 11 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者については、新型コロナウイルスに関する国の方針、文部科学省の通知、今後の感染の推移を踏まえるとともに、県の関係部局と連携し、最新情報や知見に基づいて対応する。

(2) 障がい等のある志願者に対する配慮については「入学者選抜実施要綱」を参照すること。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して、本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) その他、不明な点があれば本校に問い合わせること。

以上